

## 日本語安心サービス

次の国(地域)にご滞在中は、下記の電話番号へおかけください。日本語安心サービスに直接つながり、通話料は無料です。

ご滞在先	電話番号	ご滞在先	電話番号
北アメリカ・中南米・太平洋諸島から (トールフリーダイヤル)			
米 国 本 土		ウ ル グ ア イ	00040-19-0426
アラスカ・ハワイ	1-877-243-4117	コ ロ ン ビ ア	0180-0518-1441
グアム・サイパン		ブ ラ ジ ル	0800-892-3137
カ ナ ダ	1-877-791-2146	ペ ル -	0800-54439
アルゼンチン	0800-666-1467	メ キ シ コ	001-800-514-6614
アジアから (トールフリーダイヤル) ※一部ダイヤル直通			
中国北部 (華北地区、東北地区、河南省、山東省)	1080-0813-2783	韓 国	00798-81-7-1702
中国南部 (上海市、重慶市など上記以外)	1080-0481-2966	シンガポール	800-810-2354
上記番号が利用できない地域 (国番号81) 18-888-8188	ダイヤル直通	イ ン ド	00080-0100-7804
香 港	800-90-5122	インドネシア	001-803-0081-1304
台 湾	00801-81-4652	タ イ	001-800-814-5141
オセアニアから (トールフリーダイヤル)		フィリピン	1800-1816-0289
オーストラリア	1-800-084-046	マレーシア	1-800-81-5067
ニュージーランド	0-800-885-078		
ヨーロッパ・中近東・アフリカ・ロシアから (トールフリーダイヤル)			
アイスランド	800-9656	チ ェ コ	8007-00-975
アイルランド	1-800-94-8313	デンマーク	8088-6981
アラブ首長国連邦	800-081-30042	ド イ ツ	0800-181-0836
イギリス	0808-234-3816	ノルウェー	800-16295
イスラエル	1-809-45-6613	ハンガリー	0680-019-046
イタリア	8007-89-642	フランス	0800-91-5290
オーストリア	080029-6200	ベルギー	0800-73271
オランダ	0800-022-8239	ポーランド	00800-811-3248
ギリシャ	00800-1612-2066613	ポルトガル	8008-27645
スイス	0800-55-1068	南アフリカ	0800-98-3170
スウェーデン	020-79-2823	モナコ	800-93694
スペイン	9009-58170	ルクセンブルグ	8002-7154
スリランカ	011-242-2217	ロシア	8108-00205-44081
その他の地域から (国番号81) 3-5213-0285	東京センター	ダイヤル直通	

※各電話番号については最新のものを記載していますが、現地電話制度の事情等により急な変更が生じることがありますので、電話がつながらない場合は東京センターへコレクトコールをご利用をおかけください。

※ダイヤル直通の通話料は、お客様負担とさせていただきますのでご了承ください。(コレクトコールのご利用をおすすめいたします。)

※地域・電話機の種類(公衆電話、携帯電話等)・ホテルによっては、トールフリーダイヤルやコレクトコールが利用できない場合があります。

トールフリーダイヤルやコレクトコールを利用できない場合の通話料、ホテル等から別途サービス料・手数料等の名目で請求された費用につきましては、お客様負担とさせていただきます。ご了承ください。

※番号は2020年4月現在のものです。

日本語安心サービスご利用の際には、MUFGカード会員であることおよび「氏名」、「年齢」、「性別」、「カード番号および有効期限」をはっきりお伝えください。

本冊子をご旅行の際に必ずお持ちください。

# MUFG CARD

## カード付帯保険のご案内 プレミオ用

必ずご一読のうえ、お手元に保管ください。  
海外へご旅行の際は、本カードとともに、本小冊子をご携帯ください。

三菱UFJニコス(株)を保険契約者とし、会員の皆様が被保険者(保険の補償を受けられる方)として保険契約を締結しております。  
本小冊子は保険契約の内容や保険金請求の手続きについてご説明しております。ご旅行にお出かけになる前にご一読のうえ、緊急時に備えてご携帯ください。

#### ■保険の内容について

本小冊子は、本カードに付帯する保険の概要を記載したものです。保険の内容は損害保険ジャパン(株)の保険約款によります。保険補償内容を予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 目次

①保険金額一覧	2
②補償内容の概要	3
③保険金の請求について	10
④日本語安心サービスについて	12
⑤Q & A	13

#### ■引受保険会社・事故時のご連絡先

	海外旅行傷害保険 国内旅行傷害保険 国内・海外渡航便遅延保険 ショッピング保険
引受保険会社(幹事)	損害保険ジャパン株式会社
事故時の連絡先	損保ジャパンMUFGカード事故受付デスク ☎0120-786-661
受付時間	24時間年中無休

#### ■お問合せ先

MUFGカードコールセンター

☎0570-022115または03-5489-0292

受付時間/9:00~17:00(無休・年末年始は休み)

※お電話の際、お手元にMUFGカードをご用意ください。

#### ■各保険の詳細に関して

エスティ保険サービス株式会社(取扱代理店)

☎0120-515-455

受付時間/9:00~17:00(土・日・祝・年末年始休)

※海外からのご連絡先に関しては、巻末に記載しております。

### OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE CARD

INSURED: MUFG CARD PREMIO MEMBER  
POLICY PERIOD: Policy period shall commence upon leaving residence in Japan for the purpose of overseas travel, and shall terminate at the end of 90 days or upon return to the residence, whichever is sooner.

COVERAGE	AMOUNT INSURED
INJURY DEATH or INJURY RESIDUAL DISABILITY	¥30,000,000
INJURY MEDICAL EXPENSES	¥2,000,000
SICKNESS MEDICAL EXPENSES	¥2,000,000
LIABILITY	¥30,000,000
BAGGAGE (DEDUCTIBLE: ¥3,000)	¥200,000
RESCUER'S EXPENSES	¥2,000,000

This is to certify that "OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE" is in effect with us as stated above while you are a MUFG CARD PREMIO MEMBER.

Sompo Japan Insurance, Inc.

## ①保険金額一覧

### 保険金額一覧

#### (1) 海外旅行傷害保険 自動付帯

★補償期間…カード入会日以降にご出発される旅行で、自宅を出発してから帰宅するまで。ただし1回の旅行につき、日本を出国してから90日間限度。

補償内容	保険金額(限度額)	
	本会員・家族会員	
傷害による死亡・後遺障害	最高3,000万円	
傷害による治療費用	200万円限度	
疾病による治療費用	200万円限度	
賠償責任	3,000万円限度	
携行品損害(免責3,000円)	1旅行につき20万円限度 保険期間中100万円限度	
救護者費用	200万円限度	

☆詳細は3、4、5ページをご覧ください。

#### (2) 国内旅行傷害保険

注 ①から④について、それぞれ利用代金を事前に本カードにより支払われた場合のみ適用します。

補償内容	保険金額(本会員・家族会員)	
	①公共交通乗用具搭乗中の傷害	死亡・後遺障害
②宿泊中の火災・爆発による傷害	入院	日額3,000円
	手術	3,000円×(10~40倍)
③宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の傷害	通院	日額2,000円

☆詳細は6、7ページをご覧ください。

#### (3) 国内・海外渡航便遅延保険

注 国内渡航便遅延保険は事前に航空便や募集型企画旅行の費用を本カードにより支払われた場合、海外渡航便遅延保険は海外旅行傷害保険の補償期間内である場合のみ適用します。

補償内容	保険金額(本会員・家族会員)
乗継遅延費用保険金	2万円限度
出航遅延費用等保険金	1万円限度
寄託手荷物遅延費用保険金	1万円限度
寄託手荷物紛失費用保険金	2万円限度

☆詳細は6、7ページをご覧ください。

#### (4) ショッピング保険(本カードにより支払われた場合のみ適用します)

★国内・海外の利用を問わず、本カードにて購入された商品が破損したり、盗難、火災などの損害を被った場合に補償いたします。

保険金額(本会員・家族会員)	補償期間	自己負担額
200万円(年間限度額)	購入日よりその日を含めて90日間	1回の事故につき3,000円

☆詳細は8ページをご覧ください。

## ② 補償内容の概要

### 海外旅行傷害保険 (実際の保険金お支払いの可否は、海外旅行傷害保険普通保険約

款およびクレジットカード用海外旅行傷害保険特約ほか、損害保険ジャパン(株)所定の保険約款によります。)

補償期間とは……海外旅行傷害保険が有効である「旅行期間」をいい、日本を出国した日からその日帰国予定のない方や海外に永住される方は、本保険の対象としませんので、あらかじめご了承ください。

重要	担保項目	保険金額 (限度額)	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合													
傷	死・後遺害	最高3,000万円	被保険者が補償期間中の偶然な事故によるケガがもとで、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、または身体に後遺障害が生じた場合。	①死亡された場合………保険金額の100%をお支払いします。 ②後遺障害が生じた場合…その程度に応じて、保険金額の3%~100%をお支払いします。 <b>注</b> ①でお支払いする保険金は、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、お支払いした傷害後遺障害保険金の額を控除した残額とします。また、②でお支払いする保険金は、保険期間を通じて保険金額を限度とします。	●被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ●けんかや自殺、犯罪行為。 ●無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転。 ●脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、流産によるケガ。 ●戦争、その他変乱 (テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。 ●旅行開始前、終了後に発生したケガ。 ●危険な運動 (ビックル・アイゼンなどを使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) 中の事故。													
			被保険者が、補償期間中の偶然な事故によるケガがもとで医師の治療を受けた場合。 <b>注</b> 事故発生日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りま。	1回のケガ・病気につき、次の費用のうち実際に支出した金額で、社会通念上妥当な金額をそれぞれ保険金額を限度としてお支払いします。 ①医師、病院に支払った診療・入院関係費用。(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます。) ②治療により必要になった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。(傷害治療のみ) ④入院のために必要となった身の回り品購入費 (5万円限度)、通信費。(1回の事故につき合算して20万円限度) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費・宿泊費。(払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 <b>注</b> 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分、また海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分についてはお支払いの対象としません。	●被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ●けんかや自殺、犯罪行為。 ●戦争、その他変乱 (テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。 ●妊娠、出産、流産、これらに起因する病気。 ●歯科疾病。 ●旅行開始前に発病した病気 (既往症)。 ●ビックル・アイゼンなどを使用する山岳登山はん中の高山病。 など													
書	治療費用	200万円限度	被保険者が、補償期間中の偶然な事故によるケガがもとで医師の治療を受けた場合。 <b>注</b> 補償期間中に感染した特定の感染症がもとで、補償期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けた場合。	1回のケガ・病気につき、次の費用のうち実際に支出した金額で、社会通念上妥当な金額をそれぞれ保険金額を限度としてお支払いします。 ①医師、病院に支払った診療・入院関係費用。(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示により静養する場合のホテル客室料などの費用を含みます。) ②治療により必要になった通訳雇入費用、交通費。 ③義手、義足の修理費。(傷害治療のみ) ④入院のために必要となった身の回り品購入費 (5万円限度)、通信費。(1回の事故につき合算して20万円限度) ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費・宿泊費。(払戻しを受けた金額を負担することを予定していた金額は差し引きます。) ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。 <b>注</b> 日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分、また海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分についてはお支払いの対象としません。	●被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ●けんかや自殺、犯罪行為。 ●戦争、その他変乱 (テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。 ●妊娠、出産、流産、これらに起因する病気。 ●歯科疾病。 ●旅行開始前に発病した病気 (既往症)。 ●ビックル・アイゼンなどを使用する山岳登山はん中の高山病。 など													
			被保険者が、 ①海外旅行開始後に発病した病気もともと補償期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けた場合。(ただし、補償期間終了後に発病した病気については、原因が補償期間中に発生したものに限りま。 ②補償期間中に感染した特定の感染症がもとで、補償期間終了日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けた場合。 <b>注1</b> 特定の感染症とはコレラ、ペスト、天然痘、発疹性ブス、ラッサ熱、マラリア、回腸熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コングジオリデス症、デング熱、顎口虫 (かっごうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓性出血熱、ハンタウイルス感染症、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、タニシ媒介菌炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。 <b>注2</b> ①②共に、初診の日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りま。	●被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ●けんかや自殺、犯罪行為。 ●職務遂行に関する (仕事上の) 賠償責任。 ●親族に対する賠償責任。 ●航空機、船舶、車両、銃器 (含む)、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルを除きます。) の所有・使用・管理に起因する賠償責任。 ●預かっている物に関する賠償責任。(ただし、ホテルのルームキー、レンタル業者から借用した旅行用品などは除きます。)														
病	治療費用	200万円限度	被保険者が、補償期間中の偶然な事故によりあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担した場合。 <b>注</b> 他人のものには、以下のものを含みます。 ・レンタル業者より被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品。 ・ホテルの客室および客室内の動産 (セフターボックスのキーおよびルームキーを含みます。)	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損害保険ジャパン(株)の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁・和解・調停に要した費用などもお支払いします。 <b>注</b> 賠償金額の決定の際には、事前に損害保険ジャパン(株)の承認を必要とします。	●被保険者の故意。 ●戦争、その他変乱 (テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●職務遂行に関する (仕事上の) 賠償責任。 ●親族に対する賠償責任。 ●航空機、船舶、車両、銃器 (含む)、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルを除きます。) の所有・使用・管理に起因する賠償責任。 ●預かっている物に関する賠償責任。(ただし、ホテルのルームキー、レンタル業者から借用した旅行用品などは除きます。)													
			補償期間中に携行品 (カメラ、カバン、衣類など) が盗難・破損・火災などの偶然な事故によって損害を受けた場合。 <b>注</b> 携行品とは、被保険者が所有かつ携行するものだけをいいます。(旅行開始前にその品を他人から無償で借り、携行するものを含みます。) なお、他のものは含まれません。 現金、小切手、有価証券・クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、義歯、船舶、自動車、動植物、登山用具、各種書類、居住施設内 (一戸建て住宅の場合には当該住宅の敷地内、集合住宅の場合は当該居室内をいいます。) にあるもの、商品・業務用機器、別送品など	1回の事故につき携行品1つ (1個または1対) あたり10万円を限度として、損害額 (損害額とは修理費、または時価額のいずれか低い額をいいます。) をお支払いします。乗車船券、航空券等については、事故の後に支出した費用について5万円を限度としてお支払いします。また、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5万円を限度に再発給費用 (現地に負担した場合に限りま。交通費、宿泊費を含みます。) をお支払いします。ただし、1旅行につき20万円を限度、保険期間を通じて100万円を限度とします。 <b>注</b> 1回の事故ごとに損害額のうち3,000円 (免責金額) は自己負担していただきます。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4">損害額-3,000円 (免責金額)</td> </tr> <tr> <td>①の交通費、②の客室費</td> <td>③の客室費</td> <td>④の諸経費等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3日~6日継続入院の場合</td> <td>救護者1名分</td> <td>5万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7日以上継続入院の場合</td> <td>救護者3名分</td> <td>20万円</td> <td></td> </tr> </table>	損害額-3,000円 (免責金額)				①の交通費、②の客室費	③の客室費	④の諸経費等		3日~6日継続入院の場合	救護者1名分	5万円		7日以上継続入院の場合	救護者3名分
損害額-3,000円 (免責金額)																		
①の交通費、②の客室費	③の客室費	④の諸経費等																
3日~6日継続入院の場合	救護者1名分	5万円																
7日以上継続入院の場合	救護者3名分	20万円																
救	援者費用	200万円限度	被保険者が、補償期間中に ①被った事故によるケガがもとで、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、または3日以上続けて入院された場合。 ②病気により死亡した場合。 ③発病した病気により、補償期間終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。または、3日以上続けて入院された場合。ただし、旅行中に医師の治療を開始した場合に限りま。 ④搭乗、乗船中の航空機、船舶が遭難した場合。 ⑤被った事故により死が確認できない場合 (無事が確認できた後に発生した費用は対象になりません。) または緊急捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合。	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で、社会通念上妥当な費用を保険期間を通じて保険金額を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用。 ②救護者の現地までの往復航空運賃などの交通費。 ③救護者のホテルなどの宿泊施設の客室料。(救護者1名につき14日分まで) ④救護者の渡航手続費、現地での諸雑費。 ⑤現地からの移送費。 ⑥遺体処理費用。(100万円限度) ⑦7日以上継続入院の場合 ⑧④の費用は右表の金額を限度とします。また、3日から6日までの入院の場合には、⑤の移送費用は支払われません。 <b>注</b> 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。	●被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失。 ●けんかや自殺 (死亡された場合を除きます。)、犯罪行為。 ●戦争、その他変乱 (テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染。 ●むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。 ●妊娠、出産、流産、これらが原因の病気による入院。 ●歯科疾病による入院。 ●無免許・酒酔・麻薬等使用中の運転中に生じた事故による入院。 など													

**2 国内旅行傷害保険** (実際の保険金お支払いの可否は、傷害保険普通保険約款およびクレジットカード用国内旅行傷害保険特約ほか、損害保険ジャパン(株)所定の保険約款に基づきます。)

**重要** ①から⑥について、それぞれ利用代金を事前に本カードにより支払われた場合のみ適用します。

担保項目	保険金額 (本会員・家族会員)	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
死亡・後遺障害	死亡 3,000万円	①被保険者が本カードにより公共交通乗用具※1搭乗券※2を予め購入し、当該公共交通乗用具※1に搭乗して搭乗中※に偶然な事故によって傷害を被り、右記(1)~(5)に該当した場合。 *航空機に搭乗の場合は、航空機の乗客に限り入場が許される飛行場構内にいる間および航空機の不時着陸時の接続交通乗用具搭乗中を含みます。	左記の①~⑥によりその傷害が原因で事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)、または後遺障害が生じた場合。 (1) 死亡された場合……………3,000万円(被保険者の法定相続人にお支払いします。) (2) 後遺障害が生じた場合……………その程度に応じて、保険金額(3,000万円)の3%~100%をお支払いします。 <b>注</b> (1)でお支払いする保険金は、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、お支払いした傷害後遺障害保険金の額を控除した残額とします。また、(2)でお支払いする保険金は、保険期間を通じて保険金額を限度とします。	・被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ・けんかや自殺、犯罪行為 ・無免許、酒気帯び、麻薬等使用中の運転 ・脳疾患、心神喪失 ・戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染 ・危険な運動(ビックル、アイゼンなど)を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など)中の事故。 ・地震、噴火または津波 ・うちうち症または腰痛などでこれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
	後遺障害 90万円~ 3,000万円			
入院	入院保険金 1日につき 3,000円	②被保険者がチェックインする以前に本カードで宿泊料金を支払った旅館・ホテル等の宿泊施設に宿泊者として滞在中に、火災・破裂・爆発事故によって傷害を被り、右記(1)~(5)に該当した場合。	(3) 入院された場合……………入院保険金日額×入院日数(事故発生日より180日限度) (4) 入院され手術を受けた場合……………入院保険金日額×手術の種類に応じた定められた倍率(1回の事故につき、1回の手術に限り)…………… (5) 通院された場合……………通院保険金日額×通院日数(事故発生日より180日以内で90日限度)	など
	手術保険金 3,000円×(10~40倍)			
害	通院保険金 1日につき 2,000円	③被保険者が本カードにより宿泊を伴う募集型企画旅行※3の料金を予め支払い、当該募集型企画旅行※3参加中に偶然な事故によって傷害を被り、右記(1)~(5)に該当した場合。		
	入院			

**注** 入院保険金、手術保険金、通院保険金は、事故日を含めて7日以内に治療を終了された場合にお支払いの対象としません。  
 ※1公共交通乗用具……………航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法などに基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バスなどをいいます。  
 ※2公共交通乗用具搭乗券……………定期券、オレンジカード等のプリペイドカード、回数券は含まれません。  
 ※3募集型企画旅行……………平成16年12月16日国土交通省告示第1593号に定められた標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するものをいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

**3 国内・海外渡航便遅延保険** (実際の保険金お支払いの可否は、クレジットカード用国内・海外旅行傷害保険に付帯される航空便遅延損害および寄託手荷物遅延・紛失補償特約に基づきます。)

**注** 国内渡航便遅延保険については、以下のいずれかに該当した場合に航空便に関する遅延に応じて下記の保険金が支払われます。

- ①航空便に搭乗する前に被保険者※1がその料金を本カードでによりお支払いいただいていること。
- ②宿泊を伴う募集型企画旅行※2に参加中の被保険者がその料金を本カードによりお支払いいただいていること。

補償項目(本会員・家族会員)	保険金額	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
乗継遅延費用保険金	2万円限度	搭乗した航空便の遅延により乗継する予定の航空便に搭乗することができず、遅延した航空便の実際の到着時刻から4時間以内に代替便を利用できなかった場合に、1回の遅延につき乗継遅延費用保険金額を限度として、ホテル等客室料および代替便が利用可能になるまでの間に負担した食事代金をお支払いします。	・被保険者、保険金受取人(これらの者の法定代理人を含みます)の故意、重過失または法令違反 ・地震、噴火または津波 ・戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染、海外渡航便遅延保険については、海外旅行傷害保険の補償期間外に生じた事故 ・被保険者以外の者のために要する費用
出航遅延費用等保険金	1万円限度	搭乗予定の航空便について、出航遅延、航空便の欠航・運休または搭乗予約受付業務の中止による搭乗不能が生じたことにより、出航予定時刻から4時間以内に代替便を利用できなかった場合に、1回あたり出航遅延費用等保険金額を限度として、当該航空便またはその代替便が利用可能となるまでの間に負担した食事代金をお支払いします。	など
寄託手荷物遅延費用保険金	1万円限度	搭乗した航空便に預けた手荷物が航空便の到着後6時間以内に到着しなかった場合に、その手荷物が到着しないことを理由として、空港に到着してから48時間以内の旅行行程中において負担した衣類購入費用または生活必需品購入費用を、1回の遅延につき寄託手荷物遅延費用保険金額を限度としてお支払いします。	
寄託手荷物紛失費用保険金	2万円限度	搭乗した航空便に預けた手荷物が航空便の到着後48時間以内に到着しなかった場合は、その手荷物が紛失されたものとみなし、その手荷物が到着しないことを理由として、空港に到着してから96時間以内の旅行行程中において負担した衣類購入費用または生活必需品購入費用を、1回の紛失につき寄託手荷物紛失費用保険金額を限度としてお支払いします。 <b>注</b> 寄託手荷物遅延費用保険金としてお支払いする保険金を超える金額についてお支払いします。	など

※1本会員・家族会員。  
 ※2募集型企画旅行……………平成16年12月16日国土交通省告示第1593号に定められた標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するものをいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

**4 ショッピング保険**

(実際の保険金お支払いの可否は、損害保険ジャパン(株)所定の保険約款に基づきます。)

担保項目	保険金額	補償の対象となる商品
払保険金をお支払いする場合	被保険者(本会員・家族会員)が、本カードを利用して商品を購入し、購入日(配達等による場合は受取日)よりその日を含めて90日以内にこれらの商品が破損・盗難・火災等の偶然の事故により損害を被った場合。補償対象者は補償の対象になる物品を正当な権利をもって所有している方。	
お支払い内容	被保険者(本会員・家族会員)1名あたりの年間限度額を200万円とし、本カードのご利用額(修理が可能な場合は、損害品のカードご利用額を限度とした修理金額)から、自己負担額3,000円(免責金額)を控除した金額を限度にお支払いします。 *損害を補償する他の保険がある場合、他の保険で不足した損害額のみを対象とします。	
保険金をお支払いできない主な場合	次のような原因により生じた損害。 ①被保険者または被保険者以外の保険金を受け取るべき者(保険金受取人)の故意または重大な過失に起因する損害。 ②被保険者と同一世帯の親族の故意に起因する損害。 ③補償の対象となる商品の自然の消耗または性質によるさび、かび、変質、変色その他類似の事由またははねずみ食い、虫食い等の損害。 ④補償の対象となる商品の事由または起因する損害。ただし、被保険者またはこれらの者に代わって管理する者が相当の注意をもってしても発見し得なかったかきよによって生じた事故に起因する損害を除く。 ⑤加工(修理を除く)を施した作業上、加工着後に生じた損害。修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害。ただし、これらの事由に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合を除く。 ⑥戦争(宣戦の有無を問わず)その他の変乱に起因する損害。 ⑦差押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除く。 ⑧核燃料物質(使用済燃料を含む)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む)の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する損害またはこれらの特性に起因する事故に随伴して生じた損害。 ⑨電氣的事故または機械的故障に起因する損害。ただし、これらの事故に起因して火災または破裂・爆発が発生した場合またはこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除く。 ⑩詐欺または横領に起因して生じた損害。 ⑪置き忘れ、紛失、置き忘れ後の盗難に起因する損害。 ⑫地震もしくは噴火またはこれらによる津波に起因する損害。 ⑬台風、暴風雨、豪雨等によるこう水・融雪こう水・高潮・土砂崩れ等の水災に起因する損害。 ⑭補償の対象となる商品の受取前の損害および別送品。 ⑮会員規約違反により購入した物品の損害	
補償の対象となる商品	①船舶(ヨット・モーターボート、水上オートバイ、ジェットスキーおよびボートを含む)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ②自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、スキー、ラジオコントロール模型およびこれらの付属品 ③義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに類するもの ④現金、手形、小切手、その他の有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・定期券・航空券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます)。旅行者用小切手、プリペイドカードおよびあらゆる種類のチケット ⑤稿本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずるもの ⑥動物および植物 ⑦携帯電話、ポケットベル等の携帯型通信機器、ノート型パソコン・ワードプロセッサ等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ⑧食料品 ⑨デジタルコンテンツ	など

**注** ギフトカードにて購入した物品は対象としません。

## 他に同種の保険契約が付帯されているクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について

※海外旅行傷害保険の場合（他の付帯保険については取扱代理店エスティ保険サービス様へご相談ください。）

本カードと他クレジットカードをあわせてお持ちの場合<sup>(注)</sup>

- ①死亡・後遺障害保険金  
他のクレジットカード付帯保険から同時に保険金が支払われる場合、保有するクレジットカードのそれぞれの保険金額のうち、最も高い保険金額を限度として保険金を支払います。
- ②その他の保険金  
合算金額を限度額とします。（ただし、実際の損害額を上限とします。）

MUFGカードのみを複数お持ちの場合<sup>(注)</sup>

- ①死亡・後遺障害保険金  
個人カードを一人で複数枚お持ちの場合でも、保有するクレジットカードのそれぞれの保険金額は合算せず、最も高い保険金額を限度として保険金を支払います。
- ②その他の保険金  
複数枚のブランド（アメリカン・エキスプレス<sup>®</sup>、JCB、Visa、Mastercard<sup>®</sup>）をお持ちの場合は、合算金額を限度額とします。（ただし、実際の損害額を上限とします。）  
※Visa、Mastercard<sup>®</sup>を両方お持ちの場合は、適用する保険金額は1枚分とします。

<sup>(注)</sup> 当社、他クレジットカード会社発行の法人・コーポレートカードをお持ちの場合

- ①死亡・後遺障害保険金  
原則として合算金額とします。（ただし、当社所定の一部の法人・コーポレートカードについては合算の対象外とする場合があります。詳しくは1ページ記載のお問合せ先までご連絡ください。）
- ②その他の保険金  
合算金額を限度額とします。（ただし、実際の損害額を上限とします。）

## 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

- ①死亡・後遺障害保険金  
本付帯保険の保険金額（クレジットカード複数保有の場合、上記ご参照）と、任意加入保険の保険金額を合算します。
- ②その他の保険金  
合算金額を限度額とします。（ただし、実際の損害額を上限とします。）

## 海外・国内旅行傷害保険における保険金の代理請求人制度について

被保険者ご自身がご存命であるにもかかわらず保険金を請求出来ない事情がある場合、以下の方々を代理請求人とすることが出来ます。代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

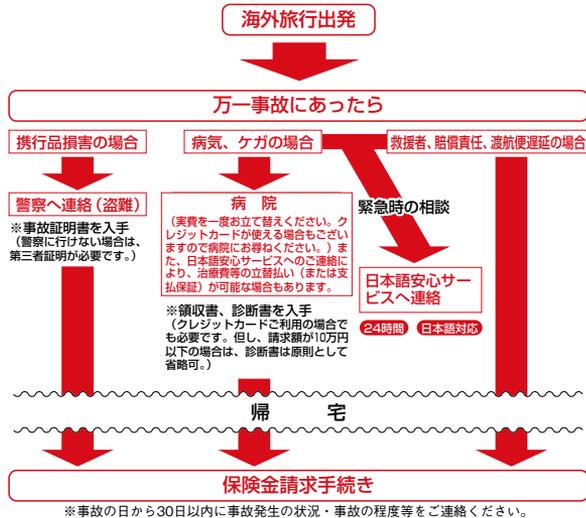
- ・被保険者の配偶者
- ・配偶者がいないときは3親等以内の親族

## 死亡保険金の受取人について

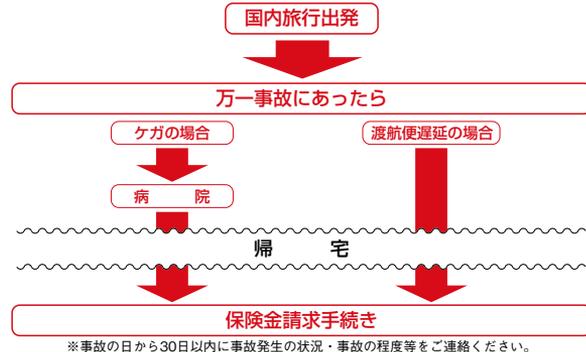
保険金受取人は、被保険者の法定相続人となります。受取人の指定はできません。

## ③ 保険金の請求について

### 1 海外旅行出発から保険金請求までの流れ



### 2 国内旅行出発から保険金請求までの流れ



### 3 ショッピング保険保険金請求までの流れ

※購入日からその日を含めて90日以内に商品の破損・盗難・火災などの損害を被った場合は、事故の日から30日以内に事故発生の状況・事故の程度等をご連絡ください。

〔事故時の連絡先〕

● 損保ジャパンMUFGカード事故受付デスク

☎ 0120-786-661

(24時間年中無休)

#### ④ 保険金請求に必要な書類

##### (1) 海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険・国内・海外渡航便遅延保険

事故形態	海外での事故					日本国内での事故						
	治療費用 傷害疾病	携行品 損害	死 亡 傷害	後遺 障害 傷害	救 援 者 費 用 等	賠償 責任 対人	渡 航 便 遅 延 対物	死 亡 傷害	後遺 障害 傷害	入 院 傷害	通 院 傷害	渡 航 便 遅 延
必要書類												
保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
パスポート(コピー)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
現地で ご手配 した 書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医師の診断書	○									○		
治療費の明細書 および領収書	○											
死亡診断書または死体 検案書(死亡地のもの)			○									
事故証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
支出を 証明する書類					○							○
示談金 領収書							○					
損害額(修理費等) を証明する書類							○					
損害品明細書		○										
損害額を証明する書類		○										
戸籍謄本			○			○			○			
委任状			○									
後遺障害診断書			○						○			
損害状況を示す写真		○							○			
売上伝票(お客様控)		○							○			○

##### (2) ショッピング保険

事故の形態	盗難事故	火災事故	破損事故	その他事故
必要書類				
保険金請求書	○			○
罹災証明書または盗難届(注1)	○		(注2)	(注2)
修理見積書または領収書		○	○	○
売上伝票(お客様控)	○			○
損害品の写真		○	○	○

- (注1) 受理番号をご確認ください。  
 (注2) 全損の場合は原則現物をご提示頂きます。  
 破損・その他事故の場合は第三者からの事故証明をいただく必要があります。

#### 注

- ※○印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要になる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いする場合があります。  
 (例、空港でスーツケースをうけとった際に破損があった場合は、航空会社の証明をお取りください。)
- ※海外治療費用について、請求額が10万円以下の場合、診断書は原則として省略可。
- ※入院・通院保険金について、請求額が10万円以下の場合、診断書は原則として省略可。
- ※診断書・事故証明書等の発行手数料は、保険金支払い対象外です。  
 (ただし、海外旅行保険のご請求で損害保険ジャパン株式に出産用の診断書の発行手数料はお支払いの対象です。診断書原本をご提出ください。)
- ※盗難事故の場合、警察へ連絡し事故証明書が必要です。警察に行けない場合は、第三者証明が必要となります。
- ※海外旅行において、自動化ゲートをご利用されたためパスポートに入出国スタンプが押印されていない場合は、搭乗券半券や旅行会社作成の日程表等が必要です。
- ※国内旅行傷害保険および国内渡航便遅延については、事前のカード利用を証明する書類が必要となります。
- ※写真代、見積料、修理等に要した交通費は保険金お支払い対象外です。
- ※保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

#### ④ 日本語安心サービスについて

本カードに付帯されている海外旅行傷害保険は、次のような場合、日本語安心サービスが無料でご利用いただけます。

##### こんなサービスをご提供します。

日本語安心サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外でケガ・病気になったときの病院の紹介、医師の派遣等(下記参照)</li> <li>・現地で保険金を請求するときの手続の案内および保険会社への取次</li> <li>・帰国後保険金を請求するための手続の案内</li> <li>・保険事故解決のための手続の案内</li> </ul>
-----------	---

※本サービスは、保険対象の事故の場合にご利用いただけます。

##### 救急医療サービス内容

日本語安心サービスの救護またはアドバースを本カードに付帯している保険金額を限度にご負担なしで受けることができます。ご連絡はいただき次第、現地の医師と連絡をとりつつ、適切な治療を受けられるよう可能な限りの措置を講じます。なお、容態に応じて次のような措置を講じますが、どのような措置をとるかについては、本サービスの医療チームが判断させていただきます。

病院への移送	最寄りの病院へ入院する必要がある場合や、現在入院中の病院からより設備の整った病院や専門医のいる病院へ転院する必要があると判断される場合には、容態に応じて次のような方法により移送します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●鉄道(寝台車を含む)</li> <li>●救急車</li> <li>●定期航空機</li> <li>●医療設備付小型飛行機</li> </ul> なお、移送の決定、移送手段・移送先の設定および移送手続きについては、本サービスの医療チームが判断・手配させていただきます。
医師の派遣	必要に応じ現地向医師を派遣します。
立替払い 支払保証	治療費、輸送費等の立替払い(または支払保証)が可能な場合もあります。
自宅への移送	必要に応じて自宅に移送するための手配を行います。
救護者のサポート	下記のような場合に、救護者の渡航手続等のサポートを行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●海外旅行中の事故により、                             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 通難(行方不明を含む)した場合</li> <li>(2) 事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に死亡または3日以上継続入院した場合</li> <li>(3) 病気により死亡した場合</li> <li>(4) 病気がかり、医師の治療を受け補償期間終了日から30日以内に死亡した場合、または、3日以上継続入院した場合</li> </ol> </li> </ul>

##### 国際コレクトコール(料金受信人払い)のかけ方(英語による会話例)

日本語安心サービスデスクに連絡するためコレクトコールを利用する場合、下記を参考におかけください。

##### (例) ローマ→日本語安心サービス(東京)

国際電話局オペレータを呼び出した後、以下のようにお話しください。

**オペレーター** Overseas operator. (国際電話局です。)

**あなた** アイド ライク トゥ メイク ア コレクト コール トゥ トウキョウ ジャパン  
 I'd like to make a collect call to Tokyo, Japan.  
 ザ ナンバー イズ スリー ファイブ ツー フォー スリー セロ ツー イット ファイブ  
 The number is 3-5213-0285.  
 ディス イズ ミスター カト ローマ  
 This is Mr. Kato at Rome (あなたの電話番号).  
 (日本の東京へコレクトコールをかけたいんですが。番号は3-5213-0285番です。こちらはローマ(あなたの電話番号)の加藤です。)

**オペレーター** オーライ ウィル コール ユー バック  
 All right. We'll call you back. Hang up  
Hold on And wait please.

(承知しました。お呼びいたしますので お切りになって お待ちください。 切らずにそのまま)

**あなた** サンキュー  
 Thank you.

**オペレーター** サンキュー フォー ウェイティング / セア アップ ライン / コー アヘッド プリーズ  
 Thank you for waiting. They are on the line. Go ahead, please.  
 (お待たせしました。お出になりました。どうぞお話しください。)

**サービスデスク** はい、損保ジャパン日本語安心サービスです。

## ⑤ Q&A

### よくあるご質問にお答えします！

海外旅行傷害保険… 国内旅行傷害保険… ショッピング保険…  
国内・海外渡航便遅延保険…

Q1  海外旅行だけでなく、海外留学や海外出張の場合でも補償されますか？

A1 補償します。

Q2  海外滞在中に本カードを申込みした場合、保険はつきますか？

A2 つきません。海外旅行ご出発の時点で本カード会員の会員資格が必要です。次回日本をご出発の海外旅行から保険を適用します。

Q3  家族会員（カード保有者）も保険の対象ですか？

A3 対象です。本会員と同じ内容の保険を付帯しております。

Q4  虫歯で治療にかかった場合の費用は保険の対象ですか？

A4 歯科疾病（虫歯・歯槽膿漏など）の治療費は対象としません。ただし、転んで歯を折るなど、偶然な事故が原因での治療（義歯の修理は対象外）では対象になる場合もあります。

Q5  携行品損害における「携行する」とは、どのような状態ですか？

A5 本人が携帯している（身につけている、手に持っている）状態、あるいは携えていく状態等、本人の管理下にある状態をいいます。ベンチにカメラを置いたまま離れ、戻った時に無かった場合等の事故は保険の対象としません。

Q6  旅行代金を本カードで支払わなければ保険がつかないのですか？

A6 海外旅行傷害保険については、カード利用の有無にかかわらず補償します。国内旅行傷害保険については、事前に当該利用代金を本カードでお支払いいただくことを条件とします。国内渡航便遅延保険は、事前に搭乗される航空券や航空便を含む募集型企画旅行の代金を、本カードでお支払いいただくことを条件とします。海外渡航便遅延保険は、事前に本カードでお支払いいただく必要はありません。

Q7  宅配で荷物やお土産品などを送付した場合、その間の盗難や破損は保険の対象ですか？

A7 別送品の損害は対象としません。

Q8  海外旅行傷害保険、国内旅行傷害保険は、本カードを持っていない家族が対象ですか？

A8 本カードをお持ちの本会員、家族会員の方のみ対象です。

Q9  レンタカーの代金を本カードで支払った場合には補償されますか？

A9 公共交通乗用具ではないため、補償しません。

Q10  本カードで購入した商品が、他の海外旅行保険などでも補償されている場合には、双方から保険金を受け取れますか？

A10 双方から受け取ることは出来ません。実際の損害額を上限に支払います。

Q11  レンタル代金を本カードで支払った場合には、保険の対象ですか？

A11 対象としません。商品を本カードで購入した時のみ保険の対象とします。

Q12  本カードで購入した商品について、贈り物として他人にあげた場合、あるいは他人に貸している間に破損してしまった場合には補償されますか？

A12 本カードで購入した商品に対し補償するため、対象とします。

Q13  国内・海外渡航便遅延保険の付帯条件について教えてください。

A13 国内渡航便遅延保険は、事前に搭乗される航空券や航空便を含む募集型企画旅行の代金を、本カードでお支払いいただくことを条件とします。海外渡航便遅延保険は、事前に本カードでお支払いいただく必要はありません。

Q14  国内・海外渡航便遅延保険は、本カードを持っていない家族が対象ですか？

A14 本カードをお持ちの本会員、家族会員の方のみ対象とします。

